

## 親委員会で一義的に審議すべき事項（例：消費者基本法、附帯決議）

- （例）・消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関し自ら調査審議、建議。
- ・地方消費者行政の在り方に関する検討
  - ・消費者被害の発生又は拡大防止に必要な勧告、報告徴求。
  - ・消費者政策会議（閣僚級の会議）が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、消費者政策の実施の状況の検証・評価・監視の取りまとめを行おうとするときに意見を述べること。
- （注）審議の経過によっては、部会で行うことを排除しない。

## 総合企画部会（例：個人情報保護法、公益通報者保護法、附帯決議）

- （例）・個人情報の保護に関する基本方針につき意見を述べること。
- ・公益通報者の保護に関する調査審議、建議すること。
  - ・政府が、不当な収益の剥奪及び被害者救済制度を検討する際に意見を述べること。

## 消費者安全部会（例：消費者安全法）

- （例）・消費者安全法に基づく命令、商品等の譲渡・使用等の禁止・制限を行う際に、意見を述べること。
- ・家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定めようとする際及び、表示に関する命令をしようとする際に、意見を述べること。

## 消費者取引部会（例：特定商取引法、割賦販売法）

- （例）・特定商取引法の政令の制定又は改廃につき、諮問を受け、意見を述べること。

## 物価部会（例：国民生活安定緊急措置法）

- （例）・公共料金の改定等について調査審議・建議
- ・生活関連物資等の割り当て又は配給等に関する重要事項を調査審議・建議

## 表示対策部会（例：景品表示法、住宅品質確保法）

- （例）・表示・景品類の指定・改廃、景品類の制限・禁止・改廃等をする際に意見を述べること。
- ・住宅性能の表示基準を定め、又は変更しようとするときに議決すること。

## 食品表示部会（例：JAS法、食品衛生法）

- （例）・販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとする際に意見を述べること。

## 新開発食品部会（例：健康増進法）

- （例）・販売の用に供する食品につき、特別の用途に適する表示をしようとする者が許可を受ける際に、調査審議すること

（注）部会で検討する事項について、委員会での実質的な検討を妨げるものではない。